

事業者の定める算定方法一覧表

算定規則の該当条文	算定方法	算定方法を定める理由
<p>第九条 別表第3第1表 (製造費の機能別原価への配分基準表)</p>	<p>製造部門管理費を機能別原価金額比で配分する際の配分対象を従量原価、及び、大口・卸供給特定原価、小口特定原価のうち変動費に相当するものを除く機能別原価項目とする。</p>	<p>固定費の一部である製造部門管理費をその実態に応じて固定的に回収する観点から、機能別原価金額比により配分するとされている製造部門管理費の配分対象を従量原価、及び、大口・卸供給特定原価、小口特定原価のうち変動費に相当するものを除く機能別原価項目とする。</p>
<p>第九条 別表第3第3表 (一般管理費の機能別原価への配分基準表)</p>	<p>一般管理費を機能別原価金額比で配分する際の配分対象を従量原価、及び、大口・卸供給特定原価、小口特定原価のうち変動費に相当するものを除く機能別原価項目とする。</p>	<p>固定費の一部である一般管理費をその実態に応じて固定的に回収する観点から、機能別原価金額比により配分するとされているコストプール(経営管理関連)の配分対象を従量原価、及び、大口・卸供給特定原価、小口特定原価のうち変動費に相当するものを除く機能別原価項目とする。</p>
<p>第十条 第二項 (機能別原価の部門別原価への配分)</p>	<p>大口・卸供給特定原価のうち変動費を除くものを、託送供給部門原価に属する機能別原価項目とする。</p>	<p>大口・卸供給特定原価のうち変動費を除くものは、託送供給関連コストに該当するため、託送供給関連コストを適正に回収する観点から、託送供給部門原価とする。</p>
<p>第十一条 別表第6 (小口部門原価の料金種別原価への配分基準表)</p>	<p>小口特定原価のうち変動費に相当するものは、年間ガス販売量比にて料金種別原価に配分する。</p>	<p>小口特定原価のうち変動費に相当するものは、年間ガス販売量と相関関係があることから、年間ガス販売量比にて料金種別原価に配分する。</p>